

平成 29 年度東京都在住外国人支援事業助成金交付要綱

28 生都地第 1271 号

平成 29 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 この要綱は、東京都在住外国人支援事業助成実施要綱（平成 20 年 4 月 25 日付 20 生都管法第 70 号）の規定に基づき、平成 29 年度東京都在住外国人支援事業助成の助成金交付に関して、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 助成金

東京都が反対給付を受けないで助成事業を行うものに交付する給付金をいう。

(2) 助成事業

助成金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 助成事業者

助成事業を行う者をいう。

(4) 在住外国人

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載されており、東京都内区市町村に居住又は通勤若しくは通学する外国人をいう。

(助成事業の内容)

第 3 助成事業の内容は、次に定める事業とする。

(1) 在住外国人の活躍促進事業

- 在住外国人の能力発揮を促し、東京における活躍を推進する事業
- 在住外国人の地域社会への積極的な参加促進を図る事業

(2) コミュニケーション支援事業

- 在住外国人が生活していく上で必要な日本語習得等を支援する事業
- その他言語上の課題解決を支援する事業

(3) 生活支援事業

- 在住外国人が安心して日常生活を営むために必要な相談、学習支援、情報提供等を実施する事業
- その他生活上の課題解決を支援する事業

(4) 多文化共生の意識啓発事業

- 日本人・在住外国人双方の異文化理解を促進するとともに、お互いを尊重し、共に支え合う意識を醸成する事業
- 外国人に対して日本の文化・習慣・ルール等の理解を促す事業

(5) 連携事業

(1) から (4) までのいずれかに該当する事業内容で、複数の団体が共同又は実行委員

会若しくは実行委員会に類する団体を組織（以下「実行委員会等」という。）して実施することで、地域の外国人支援ネットワークの形成や、より広域的な事業効果が期待できる事業

（助成事業の要件）

第4 助成事業は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- （1）事業の主催者が自ら企画・運営する事業で、内容や実施方法が適切で十分な成果が期待できること。
- （2）この助成がなければ事業の実施が著しく困難であると認められること。
- （3）事業の効果が広範囲に及ぶこと。
- （4）営利を目的としていないこと。
- （5）事業が広く在住外国人等に公開されていること。
- （6）政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- （7）在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付又は貸付けを目的としていないこと。
- （8）実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属しないこと。
- （9）交付申請時における事業費総額が50万円以上であること。

（助成事業者の要件）

第5 助成事業者（連携事業を行う者を除く。）は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- （1）公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること。
- （2）東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- （3）主に都民で構成される団体であること。
- （4）3年以上の活動実績を有すること。
- （5）政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- （6）公序良俗に違反した活動をしていないこと。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3 助成事業者のうち連携事業を行う者は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

（1）実行委員会等が実施する場合

実行委員会等においては1（1）、（2）、（3）、（5）及び（6）の要件を満たすこと。ただし、実行委員会等を構成する団体のうち、事業を企画面・財政面等で中心となつて行う団体は1（1）から（6）までの要件を満たすこと。その他の実行委員会等の構成団体については、1（2）、（5）及び（6）の要件を満たすこと。

（2）複数の団体が共同して実施する場合（以下「連名による連携事業」という。）

連名各団体のうち第32に定める代表団体にあつては、1（1）から（6）までの要件を満たすこと。その他の構成団体については、1（2）、（5）及び（6）の要件を満たすこと。

(助成対象事業期間)

第6 助成の対象とする事業期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(助成金の額及び助成対象事業費目)

第7 東京都が助成する金額は、助成対象事業費の2分の1以内とする。ただし、1事業につき500万円を超えないものとする。

2 助成対象となる費目は、別表に定めるとおりとする。

(助成事業の公募及び交付申請手続)

第8 助成事業は、広く東京都民から公募することとし、公募に際して必要な事項については、別に定める。

2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業収支予算書

(2) 申請団体調書

(3) 事業計画書

(4) 経費の積算根拠等を明らかにした見積書その他説明資料

(5) 誓約書（別記第2号様式）

3 知事は、2の書類のほか必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 定款又はこれらに準ずる規約若しくは会則

(2) 組織図、役員名簿及び会員名簿

(3) 過去2年間の事業収支決算書

(4) 当該年度（申請事業を実施する年度）の事業収支予算書

(5) 委任状（連名による連携事業の場合。第32に定める委任手続を行った上で提出するものとする。）

(6) その他、知事が必要と認めるもの

4 同一年度内において、複数の事業について申請することはできない。ただし、国際交流協会は、事業分野の異なる連携事業であれば複数の事業を申請することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第9 知事は、第8の規定による助成金交付申請書を受理したときは、東京都在住外国人支援事業助成審査会の審査を経て、交付の決定を行う。

2 知事は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、助成金の交付に条件を付与することができる。

3 知事は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 知事が必要と認めた場合には、申請者が第52に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第10 申請者は、第9 3の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(助成金の概算払)

第11 助成事業者は、第9 3に規定する助成金交付決定通知を受けたときは、助成金概算払を知事に請求することができる。

ただし、概算払請求は年1回とし、請求額はすでに実施した助成対象事業費の2分の1を上限とする。

2 助成事業者は、助成金の概算払を請求しようとするときは、第19に規定する進捗状況報告書(別記第7号様式)と関係書類及び概算払請求書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、進捗状況報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成金の支払いを適当と認めたときは、概算払するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12 知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 1の規定による交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 2(1)又は(2)に掲げる経費に対する助成金の額の割合その他の交付については、1の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(公表義務)

第13 助成事業者は、助成事業を実施するに当たっては、当該事業が東京都による助成事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第14 助成事業者は、助成金を助成事業以外の目的に使用してはならない。

(名称等の変更)

第15 助成事業者は、名称、所在地、代表者、印鑑等を変更した場合は、それを証する書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(承認事項)

第16 助成事業者は、次に掲げる事項の変更を行うときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、助成事業の目的等に影響を及ぼさないと認められる軽微な変更については、変更内容の届出をもって代えることができる。

(1) 助成事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 助成事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更をしようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 あらかじめ知事の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、知事は、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(事業内容の変更等の手続)

第17 助成事業者は、第16 1の規定により変更の承認を受けようとするときは、助成事業の内容変更に関する承認申請書(別記第4号様式)又は助成事業の中止(廃止)に関する承認申請書(別記第5号様式)を、事前に知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の申請を受理したときは、申請の内容を審査の上、その結果を助成事業の内容変更等承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

第18 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を文書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の進捗状況等の報告)

第19 助成事業者は、知事から助成事業の進捗状況等について報告を求められたときは、速やかに助成事業の進捗状況報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。

(助成事業の遂行命令)

第20 知事は、助成事業者が提出する進捗状況報告書等により、当該助成事業が交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、事業の遂行等に関して必要な命令を行うことができる。

2 助成事業者は、1の規定による命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成事業の実施結果の報告)

第21 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業の完了の日から1か月以内に助成事業実施結果報告書(別記第8号様式。以下「報告書」という。)に、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、当該事業完了の日から1か月以内の日が3月末日を越える場合は、知事が指定する日までとする。

(助成金の交付額の確定)

第22 知事は、第21の規定に基づく報告書が提出された場合においては、その内容等を審査し、当該助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付与した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（別記第9号様式）により当該助成事業者へ通知した後、これを支払うものとする。

(精算書の提出)

第23 助成事業者は、概算払を請求しているときは、第22に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、速やかに助成金概算払精算書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第24 知事は、第22の規定による審査等の結果、助成事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置を採るべきことを命ずるものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第25 知事は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の請求につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止又は廃止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合
- (4) 助成事業者が第5に規定する要件に適合しなくなつたと認められる場合
- (5) 第33に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合
- (7) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 1の規定は、交付する助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに助成事業者へ通知する。

(助成金の返還)

第26 知事は、第25の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第22の規定により助成事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときも、また同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第27 助成事業者は、第26の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パー

セントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき当該違約加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（違約加算金の計算）

- 第２８ 助成金が、２回に分けて交付されている場合における第２７ １の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第２７ １の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた額に達するまでは、その納付の金額は、まず、当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第２９ 第２７ ２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（経費区分及び帳簿等の整理保管）

- 第３０ 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後、５年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第３１ 助成事業者が助成事業により取得し、または効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額または当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（連名による連携事業の代表団体への委任）

- 第３２ 連名による連携事業の実施に関する次の事項については、実施者の構成団体の中から団体間で代表団体を定めて委任手続を行う。
- （１）申請後の交付・不交付決定通知の受理
 - （２）簡易な届出
 - （３）進捗状況報告
 - （４）助成交付請求手続及び助成金の受領

(調査等)

第 3 3 知事は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、東京都職員をして助成事業者の事務所等において、直接、帳簿書類等を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(その他)

第 3 4 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 関係）助成対象事業費目

補助員費、謝礼、印刷費、資材・教材費、通信運搬費、会場費、その他都が必要と認める経費
--

注 1）事務局費等の団体運営に関する経費は助成対象としない。

注 2）本表に掲げる助成対象費目であっても、事業内容により助成の対象とならない場合がある。